

## 規 則

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第三十八号

埼玉県温泉法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県温泉法施行細則（平成十四年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

様式第十五号中「あこ先」を「宛先」に改め、「㊟」を削り、「あう庄屋」を「あ庄屋」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。